

被扶養者の資格確認

特別認定（扶養手当受給者以外の方の認定）の被扶養者を対象に調査を行ったところ、日頃から、被扶養者の収入要件等をご確認の上、万一要件を満たさなくなった場合は

★ 被扶養者の収入要件について

被扶養者の収入要件について、地方公務員等共済組合法運用方針の改正により、一部変更となりました。

収入要件については下表のとおりです。改めてご確認ください。



対 象 者	年間収入基準
19歳以上23歳未満の者（組合員の配偶者を除く） （その年の12月31日現在の年齢）	150万円
公的年金のうち障害を支給事由とする給付の 受給要件に該当する程度の障害を有する者 又は60歳以上の者	180万円
上記の者以外	130万円

令和7年10月1日から適用開始

令和5年4月1日から適用開始

※民法の期間に関する規定を準用しているため、年齢は誕生日の前日に加算されます。

※給与や賃金が収入限度額を超え、その理由が「事業主の人手不足」による労働時間の延長等に伴う「一時的な収入」の場合、所定の書類を提出することで、認定の継続が可能となります。（詳細は各所属所長あて通知済）



ここに気をつけよう！ 年金による取消のチェックポイント

被扶養者の資格確認調査で取消になる事例として、特に多いのが「年金額による取消」です。年金を受給する際に気をつけるポイントを確認してみましょう。



65歳を迎えたことで年金が増加していませんか？

4月の年金増額改定によって年金額が収入基準額を超過していませんか？

公的年金の受給、又は年金額の改定による取消日は、年金受給者が事実を知り得た日、つまり
年金証書や年金額改定通知書等を受け取った日となります。年金送金日ではありませんので、ご注意ください。



障害年金・遺族年金を受給していませんか？

障害年金・遺族年金は収入に含まれますが、非課税のため、所得証明書に金額が表示されません。受給されている被扶養者がいる場合、支部への自己申告を忘れないようお願いします。



企業年金・個人年金・財形年金等を受給していませんか？

個人年金等も収入に含まれます。（一括で受け取る場合を除く）必要経費等も含めた金額を収入としてみることでとなります。